

時評

平和なくして労働運動なし



弁護士
宮里邦雄

「憲法9条改憲と労働運動」というテーマで、労働組合から講演を頼まれることがある。講演の中では、1931年の満州事変勃発から1945年の敗戦までのいわゆる15年戦争の歴史を辿りながら、戦時体制確立への過程で、労働運動が治安警察法によって、弾圧され、やがて死滅するに至る過程についてふれ、「戦争と労働運動」についての「歴史の教訓」を学ぼうと呼びかけている。

ちなみに、その状況は大河内一男『戦後日本の労働運動』[改訂版]岩波新書27～28頁によると、以下のとおり要約されている。

「昭和6(1931)年の満州事変から昭和20(1945)年8月の太平洋戦争終結までは15年戦争といわれるが、この時期にわが国の政治・経済・社会における戦争体制は次第に強まり、組合活動に対する政府の監視や弾圧のもと、労働組合運動は、停滞、後退、そして壊滅の経過を辿ることになる。例えば、組合数でいえば、昭和11年の973組合が、翌12年には837組合、13年には731組合、14年には517組合とじりじり後退を余儀なくされ、15年には49組合、16年には11組合、17年には3組合、19年にはついにゼロと

なる。」

昨年ILOは創立100周年を迎えた。講演ではILOが、労働条件の改善によって社会正義を実現し、ひいては世界の恒久平和を確立せんとする人類の希望のもとに、第1次大戦終結の翌年にあたる1919年にヴェルサイユ条約によって設立されたものであったことにふれ、1944年5月にILOが採択した「国際労働機関の目的に関する宣言」、いわゆる「フィラデルフィア宣言」が、「労働は商品ではない」「表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない」ことを「再確認」した上、「永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立できる」と述べていることも紹介することにしてはいる。

「国際平和なくして世界の労働者の労働条件の向上も、団結権の保障もない」とするのがILOの精神・目的であり、労働運動の国際連帯も平和あってこそ可能であると話している。

このようなことを話すのは、憲法改正問題、安倍改憲問題を労働組合が取り組むべき重要な課題であると位置づけて欲しいとの私の思いがあるからにほかならない。

労働組合が毎年定期大会に提案する運動方針書を読む機会が多いが、多くの労働組合は、安倍改憲問題を「政治課題」として位置づけているものの、労働組合自身の運動課題としての位置づけがいささか弱いように思われる。

今、労働組合は、推定組織率

16.7%が象徴的に示すように、その存在意義と役割が厳しく問われる状況にあり、労働運動は、量的にも質的にも大きな危機に直面している。非正規労働者が雇用労働者の約40%を占め、業務請負、業務委託、フリーランスなど雇用によらない就業者が増え、これら労働者の組織化が進まないと、組織率はいっそう低下することは必至であり、危機はさらに深まることになる。

安倍改憲を阻止するためには、広範な世論形成を図る必要があることからすれば、労働組合が広く市民と連帯し、平和を求める担い手として安倍改憲阻止のたたかひに取り組みすることは、社会的労働運動(ソーシャル・ユニオンイズム)として、労働組合の存在意義を社会に示し、正規・非正規を問わず、広く労働組合に結集する契機をつくり、労働運動の再生・発展にも資することになる。

憲法制定後、いくたびか改憲の動きがあったが、護憲運動の中心を担ったのは、労働運動であったことを想起したい。

私は憲法講演の締め括りに、憲法制定より1年も早く1945年12月に労働組合法が制定されたのは何故か。それは、労働組合が平和と民主主義の担い手であることが期待されたからである、と強調、「平和なければ労働運動なし」ということを銘記して欲しいと労働組合の奮起を促している。

(みやざとくにお)